



地方長官會議見聞録

天 眼 通

岡田内閣成立以來待望されて居つた地方長官會議は漸く五月三日から九日まで開催せられた(日程は本誌前號登載)第一日は總理大臣官邸參集で總理大臣、外務大臣、大藏大臣、司法大臣の訓示があつて夕方は宮内省に參集湯淺宮内大臣の訓示があつた。天眼通は門外に待つ身であつたので其様子は知る由もない、唯控室であくびを連發するの外はなかつた、が下馬評を略記すると岡田首相の訓示は其態度は平靜沈着なること一大戰艦が軍港に其雄姿を横へて居るかの如きものであつた、いそがずせかず説き來つたのは所

謂十大政綱を含む政府の施政方針の概要、官紀肅正及非常時局に處する地方長官の心得べき事項、内閣審議會及同調査局設置の方針、對外關係の概要及滿洲國皇帝陛下御來訪後の日滿親善關係の強調、國防の概要、産業經濟及東北振興に關する件、府縣會議員及衆議院議員選舉に於ける選舉の公正等であつたが内閣審議會の活動に先つての訓示であるのに其處に非常時局收拾の明確なる指導精神の見るべきもの明かでなく眞に經國濟民の氣魄の強感せられざるは岡田首相として敢て恠むべき事ではない、藏相外相の訓示

は平生新聞雜誌等で公にせられておる所と大差なく小原法相の訓示は斷然光を放つた夫れはとかく右翼的暴力行爲者に對しては從來寛大な取扱を餘儀せられたかの感があつたが「右翼思想を標榜する者の内往々常軌を逸して横暴の言動を爲す者があります尊皇愛國等に名を籍りて漫りに正當なる言論を抑壓し或は些末の事柄を捕へて不當なる糺彈を加へ或は恐喝暴行を爲す者が尠くないのであります而も之等は或は宗教的信仰心を使嫉し輿論を刺戟し軍部又は各種の勢力を背景と爲すものゝ如く揚言するため被害者は之等の脅威に萎縮恐怖するに乗じて益々その非違を敢行しつゝある状態でありまして之がため國民は右顧左眊その言はんとする事も憚り怨嗟の心氣に囚はれて、明朗闊達なる氣象を失つた爲に社會不安に拍車を加ふるの傾向があります事は國家のために忍ぶべからざる次第であります。而して公正なる官憲が之等の不當勢力を庇護するが如き誤解をさへ誘發する處れあるものであるから、各位はこの種不法不當なる言動に對して假借するところなく糺彈し、不法不

當の言論行動の掣肘より國民を解放し、法治國の面目を確保するやう格段の努力を拂はれんことを希望致します」と言々句々國民が言はんと欲して黙し訴へんとして遠慮し涙を飲んで忍び來つた處であつた、良二千石各位も思はず机の下で拍手したことであつたであらう。三島宮崎縣知事が片頬に微笑をたゝへたのも吾意を得たりとの觀があつたのこと、同日午後は宮内省で湯淺宮内大臣が訓示せられたが色淺黒く謹嚴其のものゝ如き態度でもむろに訓示せられたのはさすがに一木樞相の意氣に感じて師事私淑するところが窺知せらるゝ、其の訓示する所は皇室の彌榮を頒し奉り聖恩の宏大無邊にして洵に恐懼に堪へざるを示されさすがの長官達も襟をたゝされた、第二日即ち五月四日は内務省に參集した、昨日は總理大臣官邸と言ひ宮内省と言ひせきはらいにも深く注意したが今日は養子が本家に歸つたと言ふ氣持ちと見へピカ一の佐上北海道を初め新參の知事殿までが氣もほがらかに何んとなく打ちくつろいだ様子であつた、夫れでも香坂、縣、白根、齊藤、千葉諸君の四十一

年組の大先輩達が其姿を消したのは聊かもの寂しい感じがし

要旨をかかくる。

た、しかし佐上北海、横山東京、安井大阪、鈴木京都、湯澤兵庫、石田神奈川などはさすがに落付いて夫れ／＼の貫祿を見せておつたが本省の地方局で思ふ存分自由に論じ自由

客年七月現内閣ノ成立ニ際シ揣ラズモ内務大臣ノ大命ヲ拜シ時局極メテ多難ノ秋日夜責任ノ重大ナルヲ思ヒ衷心恐懼ニ堪ヘザル所ナリ

由に働いた大村長野もさすがに初々しさを見せて「どうもまだ變だよ大體俺自身が板につかない、之れで知事さんといふ恰好に見えるかい」と本省の僚友に話しかけた所など

就任後茲ニ初メテ各位ヲ會同シ庶政ヲ刷新振張ニ關シ所懐ヲ披瀝スルノ機會ヲ得タルハ寔ニ欣幸トスル所ナリ

可愛い兒には旅をさせよと思はせられた、其の他富田三重、藤野香川、萱場栃木、安藤茨城、三島宮崎、飯沼埼玉など

我ガ國體ノ崇高尊嚴ニシテ萬古不易ナル萬邦ニ比ナキ所傾倒シテ奉公ノ道ニ粉骨碎身スルハ國體ノ精華ニシテ庶政ノ由テ立ツベキ基本タリ從來進取ノ國是ニ從ヒ吸收ニ勉メタル海外ノ文物ハ我ガ國運ノ進展ニ寄與シタル所大ナリト

里歸りと言つた風であつたのは争はれぬ光景である。窓より遠く品川の浪白く薫風初夏の五階大會議室で並び居るのは全國の牧民官各位、音頭を取るは後藤文夫内相だ、其の

雖モ是レ固ヨリ國民ノ智能ヲ進メ素質ヲ鍛成センガ爲ニ外ナラズ克ク其ノ長所ヲ採リテ其ノ餘弊ヲ去ルベキハ言フ俟

細心慎重振はハツキリと浮んで而かも熱心と眞面目とはよく會議をリードした、後藤内相がもの靜かに訓示したる所

シテ苟モ國體ノ本義ヲ謬マルガ如キ言議ハ嚴ニ之ヲ戒メ愈肇國ノ大義ヲ明徴ニシ國民精神ノ醇化更張ヲ圖ラザルベカ

は先賢偉人の遺績を讀へ民生の更生を強調し牧民官として政黨臭の散消した會議として相當のものであつた左に其の

ラズ各位深ク此ノ趣旨ヲ體シ克ク民心ヲ啓導シ中正ノ道ヲ

失ハズ益盡忠報國ノ念ヲ旺ナラシメ以テ國運ノ進展ニ力ヲ致サレンコトヲ望ム

敬神崇祖ハ我ガ國民精神ノ神髓ニシテ神祇ノ祭祀ハ實ニ一貫セル我邦政教ノ樞軸ナリ近時神社崇敬ノ實大ニ舉ガレルヲ見ルモ尙一層神社祭祀ノ本義ヲ明ニシ敬神崇祖ノ美風ヲ振作更張スルハ最モ喫緊ノ要務ナリト信ズ

我邦選舉界ノ實蹟ニ觀ルニ弊竇年ト共ニ漸ク甚シク醇正公明ナル民意ノ發露ヲ妨ゲ憲政ノ基礎ヲ危ウシ諸般ノ政弊其ノ因ヲ此ニ發スルモノ少カラズ選舉界肅正ノ要ハ多年痛感セラレル所ナルニ拘ラズ未ダ國民齊シク發憤蹶起シテ之ガ實ヲ舉グルニ至ラズ弊害益増大シ人ヲシテ憲政ノ前途ニ對シ深憂ヲ抱カシムルモノアリ

今ニシテ選舉ニ對スル國民ノ認識ト自覺トヲ新ニシ多年ノ積弊ヲ芟除スルニアラズンバ憲政ノ美遂ニ濟ス能ハザラシコトヲ恐ル而シテ選舉界肅正ノ途ハ獨リ法令ノ嚴正ナル運用ニ依リテノミ之ヲ能クスベキニアラズ官民一致協力ノ下ニ全國民ノ一大覺醒ヲ實現スルニ依リテ始メテ其ノ目的

ヲ達成スルコトヲ得ベキナリ仍チ政府ハ本年度ヨリ道府縣ニ選舉肅正委員會ヲ設ケ選舉肅正ニ關スル國民的運動ノ源泉タラシメントセリ本委員會ハ廣ク有識經驗者ヲ以テ組織シ選舉ニ關スル弊害ノ防止、健全ナル選舉觀念ノ普及竝ニ選舉公營ノ實施ニ關スル事項ヲ調査審議セシメ其ノ由テ得タル適切ノ方策ハ直ニ之ヲ一般ノ實行ニ移シ夫レ夫レ各地方ノ實狀ニ即シタル肅正ノ方策ヲ講ズルト共ニ一面ニ於テハ民間ニ於ケル肅正運動ヲ促進シテ大ニ之ガ氣運ヲ旺ニスル等國民協贊選舉界ノ廓清ヲ期セントス若シ夫レ選舉ノ取締ニ當リテハ至正至公一點ノ私心ヲ挾ムコトナク選舉ニ伴フ弊風ハ斷乎之ヲ排除シ以テ選舉ノ自由ト公正トヲ確保スベキハ言フ俟タザル所ナリ殊ニ本年秋期ニハ多數府縣ニ亘リテ府縣會議員ノ選舉行ハレ更ニ明春ニ於テ衆議院議員ノ總選舉亦執行セラレントス各位ハ深く以上ノ趣旨ヲ體シ所期ノ目的ヲ達成スルニ特段ノ意ヲ致サレンコトヲ望ム

官吏ノ服務及操守ニ就テハ官吏服務規律ノ示ス所昭トシテ明ナリ其ノ他公職ニ在ル者ノ遵守スベキ基準ハ茲ニ多言

ヲ要セザルベシ然ルニ今尙官公ノ職ニ在ル者ニシテ綱紀ヲ
紊リ時ニ刑辟ニ觸ルルモノアルヲ見ルハ洵ニ痛歎ノ至ナリ
謂フ迄モナク庶政振張ノ基調ハ實ニ此ノ官紀ノ刷新綱紀ノ
肅正ニ存ス之ヲ嚴正ニ維持スルニアラザレバ百般ノ行政ハ
其ノ實效ヲ擧ゲ難シ依テ各位ハ身ヲ以テ部下吏僚ヲ督勵シ
苟モ一旦ノ緊張ノミニ終ルコトナク常ニ些ノ弛緩ヲ來サザ
ルヤウ特ニ平素ノ操守ニ深甚ナル留意ヲ拂ハレンコトヲ望
ム

日新ノ時運ニ伴ヒ多難ノ世局ニ際シ地方ニ在リテ濟民ノ
職司ニ膺ル者其ノ任ヤ重ク其ノ途亦甚ダ遠シ隨テ各位ノ平
素其ノ身ヲ持シ其ノ意ヲ注グ所更ニ格段ノ工夫ナカルベカ
ラズ各位勉メテ我邦古來ノ先賢偉人ノ治績ニ思フ致スアラ
バ縦ヒ其ノ事功ノ形態ニ於テ直ニ之ヲ模倣スベカラザルモ
ノアランモ其ノ心事ト態度トニ至リテハ學ンデ盡キザルモ
ノアルベキヲ疑ハズ各位ハ國民生活ノ實情ニ直接スルノ位
地ニ在リ宜シク目之ヲ見耳之ヲ聞キ民生ノ現實ヲ把握スル
ニ勉メ其ノ施設經營スル所ヲシテ切實適正ナラシメンコト

ヲ期セラルベシ更ニ又眼ヲ大局ニ注ギ思フ永遠ノ福利ニ致
シ民生ノ實情ト大勢ノ推移トニ適應スルノ計畫ヲ運ラスハ
各位ノ達識ニ期待スル所多シ各位ハ時ニ臨ミ機ニ應ジ鋭上
ノ如キ立場ヨリ中央ニ對シテモ勉メテ其ノ所見ヲ開陳セラ
レンコトヲ望ム

所部吏僚ノ教養訓練ニ就テハ各位ハ特ニ意ヲ注ガレンコ
トヲ望ム即チ事ヲ處スルニハ職司各其ノ最善ヲ盡クシ論議
苟モ臆スル所ナカラシムルト共ニ議一タビ決スレバ上下各
其ノ職分ヲ守リ統制嚴肅總テ一體トナリテ所定ノ方針ニ邁
進スルノ氣風ヲ培養シ官廳ノ庶務ヲシテ生氣潑刺規律井然
タラシムルニ勉メラルベシ更ニ心性ノ修鍊ニ就テハ平素勉
メテ怠ルナク身ヲ持スル清廉公直常ニ責任ヲ重ンジ奉公ノ
至誠ヲ盡クスヲ以テ念トシ人ニ接シテハ懇和親切ヲ旨トシ
事ニ處シテハ剛毅果斷苟モ凝滯ナキヲ期シ以テ國民ノ信賴
ヲ厚カラシムルニ勉メ道義ノ精神ニ立脚スル吏風ノ確立ニ
就キ今後特ニ一段ノ努力ヲ致サレンコトヲ切望ス

曩ニ地方官官制ノ改正ニ依ル總務部及經濟部ノ設置ハ當

時其ノ趣旨ヲ通牒セシメタルガ如ク時運ノ進展ト地方ノ實情トニ稽ヘ經濟生活竝ニ公共團體ノ行政財政ニ對シ特ニ專管ノ指導機關ヲ設ケ總務部ニ於テハ地方財政、行政ノ監督其ノ他各部門ニ共通ナル事務ニ主力ヲ注ガシメ經濟部ニ於テハ近時産業經濟ノ急激ナル變遷ト進歩トニ鑑ミ經濟生活ニ密接ナル事務ヲ統合管掌セシメ以テ各管事務ノ透徹統制ヲ圖リ地方行政ノ機能ヲ振作セントスルニ出デタルモノナリ素ヨリ本改正ニ依ル新機構ノ成果ヲ舉グルト否トハ之ガ運用ノ衝ニ當ル地方長官ノ努力ト工夫トニ俟ツ所大ナルヲ以テ各位ハ深ク本制度改正ノ趣旨ヲ省察シ部局ノ分化ニ伴ヒ生ズル幹部ノ餘力ヲ以テ所管事務ノ徹底ヲ圖ルベク徒ラニ舊套ヲ墨守シ先蹤ニ墮スルノ弊ヲ戒シムルト共ニ各部間ノ連絡ニ意ヲ致シ常ニ創意ト工夫トヲ以テ本制度ヲ活用スルノ氣魄ヲ振起シ地方行政ノ新生面ヲ開クニ力ヲ竭クサンコトヲ望ム

今ヤ時運ノ進展ハ地方團體ノ行政ノ刷新ヲ促スコト切ナリ經費ノ合理化ヲ圖リ負擔ノ輕減ヲ講ジ財政内容ノ改善ニ

勉メテ團體ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ地方ノ實情ニ即シテ一層各般ノ施設ヲ整備シ以テ民生ノ福祉ニ寄與スルハ極メテ緊要ナリトス殊ニ地方ニ依リテハ連年ニ亘ル經濟界ノ不況ト各種災害ノ影響トノ爲公共團體ノ財政著シク窮乏ニ陥レルモノアリ或ハ制度ノ運用其ノ宜シキヲ得ズシテ自治共同ノ實績擧ラザルノ憾アルモノアリ此ノ際各位ハ更ニ一段ノ力ヲ注ギテ市町村等ノ巡視計畫ノ確立ト之ガ勵行トヲ期シ懇到適切ナル指導ト嚴正周密ナル監督トヲ加ヘ以テ地方行政ノ刷新自治團體ノ強化ヲ圖ルニ最善ヲ竭クサレンコトヲ切望ス

輓近社會情勢ノ推移ニ伴ヒ警察行政ノ對象タル事象ハ日ニ複雑深刻ヲ加フルト共ニ政治、經濟、社會各方面ノ氛圍氣ハ動モスレバ社會民心ノ不安ヲ醸成セントスルモノナキニアラズ警察ハ此ノ時潮ニ鑑ミ周到果敢克ク社會正義ノ保持民人ノ保護ニ任ジ嚴ニ社會惡ノ防遏及剷滅ニ勉ムルト共ニ他面國家ノ秩序ヲ擁護シ苟モ治安ヲ紊ルガ如キ事象ニ對シテハ斷乎タル取締ヲ加ヘ以テ國家ノ秩序アル進展ヲ確保

スベキナリ各位ハ警察ノ職司ニ在ル者ノ責務重大ナルニ願
ミ警察官ノ國家觀念ト犧牲ノ精神トノ涵養ニ勉メ大ニ警察
精神ヲ振作シ以テ國家民人ヲ擁護スルノ機能ヲ發揮セシム
ルニ格段ノ工夫ト啓導トヲ竭クサレンコトヲ切望ス

我邦ノ經濟界ハ漸ク一部好轉ヲ見ルニ至レリト雖モ多數
國民ノ生活ハ尙未ダ安定ヲ缺クノ事實ナキニアラズ殊ニ農
山漁村及中小商工業界ハ比年創痍ヲ受クルコト極メテ深ク
今日尙疲弊困憊ノ實情ニ在ルヲ免レズ政府ニ於テハ昭和七
年度以降三箇年ニ亘ル時局匡救事業ニ引續キ更ニ昨年來各
地方ニ於ケル災害善後ノ措置トシテ諸般ノ對策ヲ講ジタル
ガ幸ニ各位ノ協力ニ依リテ概ネ良好ノ成果ヲ收メツツアル
ハ寔ニ本懐ノ至ナリ然レドモ此等ノ多クハ固ヨリ一時ノ施
設ニ止マリ國民生活ノ安定ヲ期スベキ恒久施設ニ至リテハ
尙未ダ十分ナラザルヲ感ズ依テ政府ニ於テモ右ニ關シ更ニ
各種ノ機關ニ依リテ今後一層調査攻究ヲ重ネ以テ成案ヲ得
ルニ勉ムル所アラントス

然レドモ國民生活ノ安定ヲ圖ルハ國民各自ノ自覺ニ因ル

更生ノ精神ト實行トヲ以テ其ノ基軸トスベシ國民ニシテ勉
メテ依頼ノ心ヲ去リ自カラ起ツテ困憊ヲ濟ヒ弛廢ヲ興スノ
精神ヲ旺ニスルニアラザレバ眞ニ振興ノ氣運ニ向ヒ安定ノ
境地ニ到ルコトヲ期スベカラズ是レ從來各位ノ力ヲ致シツ
ツアル所ナルベキモ現下ノ國情ニ鑑ミ民心作興ヲ基調トシ
經濟更生ノ計畫ト實行トヲ促進スルノ要殊ニ緊切ナルモノ
アルヲ以テ此ノ際各位ハ部下諸僚ト共ニ勉メテ市町村ノ實
地ニ就テ適切懇到ナル指導援助ヲ與ヘ國民ノ間ニ自奮更生
ノ意氣ヲ新ニシ其ノ實績ヲ舉ゲシムルニ意ヲ致サレンコト
ヲ望ム

以上述べタル外政府ハ國民保健ノ向上方國運ノ消長ニ至
大ノ關係アルニ願ミ衛生狀態ノ改善ト醫療救護ノ普及トニ
關シ適切ナル施設ヲ講ズル爲夫レ夫レ攻究ヲ重ネツツアリ
又道路、港灣、河川等ノ土木事業ガ地方ノ公益ヲ増進シ各
種施設ノ基礎的設備ナルヲ思ヒ之ガ起興ニ關シ種々考殿ヲ
竭クス所アラントス更ニ又内外ノ社會情勢ノ進展ニ伴ヒ勞
資相互ノ理解ト信頼トニ基ク協力親和ノ風ヲ馴致シ勤勞者

ノ福利ヲ増進シ産業平和ノ確立ヲ期スルト共ニ救貧防貧ニ關スル各般ノ社會施設ヲ擴充シ國民生活ノ安定ニ資スルノ極メテ緊要ナルヲ認メ此等ニ關シテモ種々畫策ヲ進メツツアリ各位亦現下ノ社會情勢ニ稽ヘ都市ト農村トヲ問ハズ民力ノ更振ト生活安定ニ關スル施設ノ整備ニ就キ一段ノ策勵ヲ加ヘラレンコトヲ望ム

今ヤ内外共ニ重大ナル時局ニ直面スルノ秋直接地方行政ノ重責ニ膺ラルル各位ノ心勞ハ固ヨリ察スルニ餘リアル所ナルモ現下ノ難局ヲ打開シ國運ノ躍進ヲ圖ルニハ更ニ相共ニ爲スベキ所極メテ多シ幸ニ政府ノ意圖ノ存スル所ヲ體ン身ヲ以テ部下ノ吏僚ヲ督シ官民協力相率キテ地方行政ノ振張、地方更生ノ實ヲ擧グルニ全幅ノ力ヲ致サレンコトヲ望ム

此の訓示を聽聞せる牧民官の胸中には各自懷抱せる卓見もあろうが何んと云ふても相手が監督者であるので特に新牧民官はつゝましまかに此の訓示を受けた、次で本省側から、神社ニ對スル公費供進ニ關スル件、選舉肅正ニ關スル件、地方制度ノ改正ニ關スル件、地方財政ノ確立ニ關スル件、市町村監督ニ關スル件、刑事警察振興ニ關スル件、不當

威力ノ制壓取締ニ關スル件、災害ノ防止輕減ニ關スル件、土木事業ノ執行ニ關スル件、土地區劃整理ノ施行ニ關スル件、水道ノ監督ニ關スル件、醫療救護ニ關スル件、結核豫防ニ關スル件、麻藥取締ニ關スル件、中小工業ノ勞働狀態改善ニ關スル件、勞働者災害扶助法、工場法中改正ニ關スル件、汽罐取締令ニ關スル件、失業應急事業ニ關スル件、郷倉及農村共同施設ノ指導監督ニ關スル件(東北地方關係)の十九件を指示する所があつた、こつちへ注文を並べて指示するよりは内務本省が先づ行つてもらいたいものだと言はんばかりの顔付も見へたが夫れでも湯澤兵庫、田中長崎、君島群馬、半井宮城、齋藤富山、多久岡山、關屋熊本、早川鹿兒島等の連中は從來如何に地方の眞實性に基いて切實な意見を述べても本省側の答辯は暖廉と腕押しと云つた風で慎重調査の一點張りも眞剣さも少しの反響がなくて何んだか馬鹿にされた氣がしたか後藤内相果して其弊風を一新せんとせらるゝや否と云つた心持ちで中々辯舌を振つたものだ、併し石黑岩手、大村長野の如きは地方更生農村振興策の類は自力で實現するとの意氣を示した様であつた、安井大阪、宮脇新潟、土屋山梨、横山東京の所論には頗る耳を

傾けしめられた、石原千葉が監察制度の事項で本省出て學者肌の頭腦明晰家でありながら緊張した會議の場面を和らかしめたのは一寸愛嬌であつたが本省に會計士の如き専門家を養成せられたいとの希望は後藤内相をして首肯せしめた、半井宮城、齋藤富山等から地方行政の中間機關設置に關する意見は時節柄の意見であつた、第三日は日曜の休日あけて文部省に參集文相から日本精神の發揚を力説した訓示を受け協議事項に關しては中々意見も賑かであつた、同日午後は陸軍戸山學校に參集林陸相から帝國内外の情勢を達觀して官民の指導上に一段の努力を傾倒せられんことを希望せられて陸軍省所管の事務に關し訓示する所があつた、第四日は午前農林大臣官邸に參集山崎農相から互助の精神を以て産業組合其他産業方面では共存共榮の實を擧げんことを奨められ對産米組合、中小商工業者金融問題、肥料問題、農村工業化問題、メートル法實施問題、産業統制問題等に關し論難討議して明論卓説我縣中心主義等なども聞かされた、同夕刻は海軍大臣官邸に參集大角海相は滿洲上海事件國際聯盟脫退、華府軍縮條約廢棄通告事件から軍縮會議問題に論及して海軍々縮問題の重大性に鑑み輿論を

指導し官民一致して難關を克服することに努力せられんことを希望する旨訓示せられたがさすがの良二千石も此訓示に對しては謹みて御高見を拜聽するの體度に出づるの外はなかつた、第五日は内務省に參集町田商相内田鐵相から各訓示があつた、第六日は内務大臣官邸に參集打ちくつろいでの自由討議で各自府縣の持寄話も加つて和氣霽々裡に所謂地方長官會議は閉會を告げた。時勢の變化は此會議にまで反映し政黨的論議の跡は全く見られないで實に眞面目に地道な進行振りに終始した、國體の明徴と國民精神の善導は總理内務文部陸軍各相から力癈を入れて訓示せられたが任地に歸つて如何なる具體的方策を以て善處すべきか、さすがの良二千石も大なる惱みを感じしめられた、何んと云つても國體の明徴と、地方の更生と官規振肅問題は覺悟する所のものであつたが暴力團の取締りは全面的に勇氣と奮勵を喚起せしめられたことは甚大であつた、今は昔原敬内相が「地方の實情と施設及之に對する希望」を文書にて提出もしめ會議の席上一々知事をして説明せしめたので、知事達は周章狼狽を極めたこともあつたが夫れから見ると今回の會議の如きは至極なごやかなものだつた。